

住民基本台帳法施行条例の一部改正及び基準の整理について

今回の審議会では、住基条例第3条及び第4条において規定されている本人確認情報を利用等する事務について、附票本人確認情報の利用等を可能とする改正についての報告及び住基条例に新規に利用等する事務を追加する際に審議する基準について報告する。

1 条例事務追加の際の諮問及び基準

(1) 諮問の要件

住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第30条の40第2項の規定により、本県では、住民基本台帳法施行条例（以下「住基条例」という。）に本人確認情報を利用又は提供（以下「利用等」という。）する事務を新規に追加する場合、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問する必要がある。

上記の諮問の必要性については、平成14年11月14日の第49回神奈川県個人情報保護審議会にて、本人確認情報の利用に係る事務の基準についての答申（以下「平成14年答申」という。）を、その後、平成21年7月9日の第85回神奈川県個人情報保護審議会にて、一部改正の答申（以下「平成21年答申」という。）をいただき、設定しているものである。

なお、諮問内容としては、住民の利便の増進等の観点から、新規に利用等する事務があらかじめ審議会において定められている4つの基準（以下「基準」という。）（別紙1）に合致するか否かについて審議いただいている。

(2) 法改正に伴う対象の拡大

令和元年5月に公布されたデジタル手続法（※1）及び令和5年6月に公布されたマイナンバー法（※2）等の一部を改正する法律の施行（令和6年5月27日）による住基法の改正により、住基法第30条の40第2項の準用規定として同法第30条の44の13が新設され、本人確認情報と同様に、審議会は都道府県知事の諮問に応じ、附票本人確認情報の保護に関する事項を調査審議及び建議することが可能となる。

したがって、住基条例に本人確認情報を利用等する事務を新規に追加する場合の審議会への諮問と同様に、今後、住基条例に附票本人確認情報を利用等する事務を新規に追加する場合、審議会に諮問をする必要が生ずることとなる。

※1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(3) 基準

1 (1)で述べた基準を見直しすることに関しては、住基法第30条の40第2項（同法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による諮問事項ではないが、平成14年答申において、住基条例で新規に事務を規定する場合の基準は、適宜再検討の審議ができることが望ましいとの答申をいただいている。

したがって、平成21年答申では、基準の内容が本質的に見直されたため、平成14年答申に基づいて審議会に諮問させていただいた。

現行の基準については、住基条例に本人確認情報を利用等する事務を新規に追加する際に審議いただく基準として設けられているものであり、今回の住基条例の改正により、基準の対象に附票本人確認情報を含める必要がある。

2 附票本人確認情報

(1) 附票本人確認情報とは

附票本人確認情報とは、戸籍の附票を基盤として作成される情報であり、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード等の情報で構成されており、戸籍の附票とは、本籍地市町村にて作成する住所の異動歴を記録する公簿である。

それに対して、従前からある本人確認情報は、住民票を基盤として作成される情報であり、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード等の情報で構成されている。

附票本人確認情報の利用等ができる範囲は、国外転出者に係る事務を処理する場合に限られており、戸籍の附票は、戸籍がある限り記録されるため、国外に転出した者に関しても、住基法の施行と同時に稼働する新たなシステムである附票連携システムで、附票本人確認情報を用いて生存状況等の確認が可能となる。

しかしながら、従前からある住民基本台帳ネットワークシステムだけを用いる場合は、住民票は国外に転出した際に削除されてしまい、同時に本人確認情報についても削除されてしまうため、国外に転出した者については、国外に転出した旨の情報が記録されるのみであり、その後の生存状況等を把握することはできなかった。

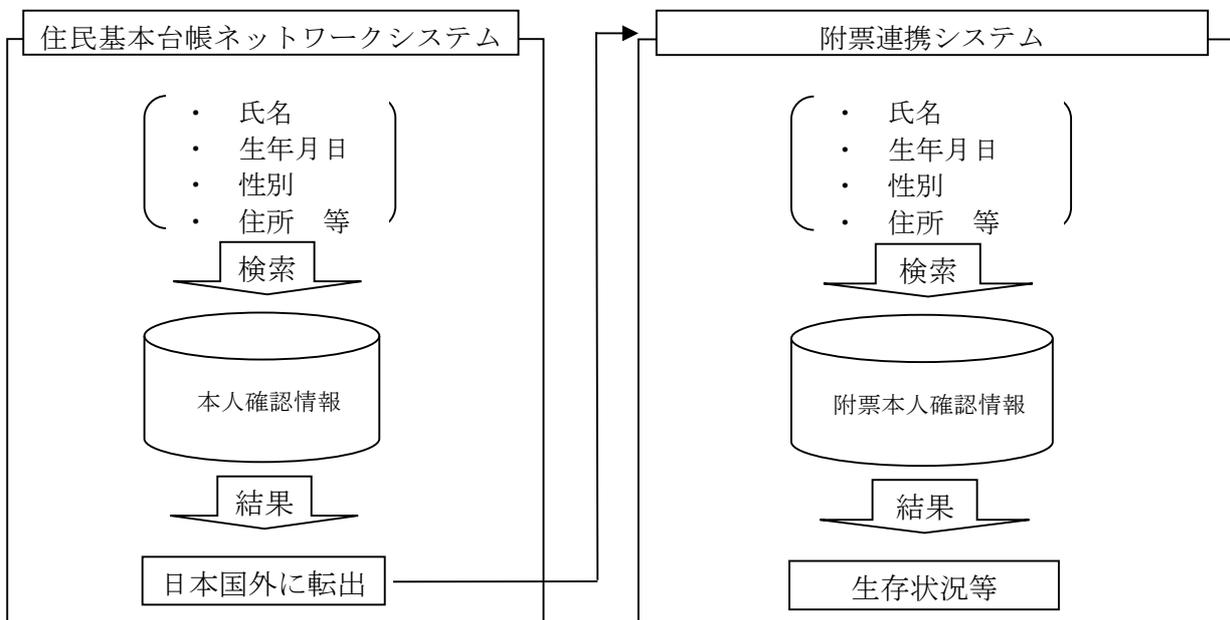
(2) 附票本人確認情報と本人確認情報の関係性

戸籍の附票は、住民票と戸籍を関連させ、相互の記録の正確性を確保するために作成されるものであるため、これらを基盤として作成される本人確認情報及び附票本人確認情報は同一の情報を保有している。

ただし、附票本人確認情報を構成する情報に個人番号は含まれていない。

附票連携システムで附票本人確認情報を用いる場面は、前述のとおり、対象者が国外に転出をしていた場合に限られているため、実務上は下記の図のとおり、対象者について、まず、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて本人確認情報の利用等をするために検索を行う。その後、該当者が国外に転出をしていたと判明した場合、国外転出後の生存状況等の確認をするために、附票連携システムにおいて附票本人確認情報の利用等をするために検索を行う場合等が考えられる。

また、システム的には新たなシステムが稼働するものではあるが、実際は、住民基本台帳ネットワークシステムの検索アプリケーションの仕様を踏襲し、検索の方法についても、本人確認情報を扱う処理と同様なものとなっている。



3 法令等の改正

(1) 住基法の改正

今回の住基法の改正により、第4章の3 附票本人確認情報の処理及び利用等が新設され、新たに附票本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード等）の定義や、利用等ができる事務、附票本人確認情報の保護に関する内容等が盛り込まれた。

(2) 現行の住基条例

現行は、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード等）を利用等するためには、住基法第30条の15第1項第2号又は同条第2項第2号の規定により、住基条例において事務を規定することにより、都道府県において独自の事務で本人確認情報の利用等が可能となっている。

本県においては、住基条例第3条及び第4条において、庁内所属等が利用等できる事務を別表第2及び第3（別紙2）のとおり規定している。

(3) 住基条例の改正

今回の住基法の改正により、住基法第30条の44の6第1項第2号又は同条第2項第2号が新設され、本人確認情報と同様に、条例において事務を規定することにより、都道府県において独自の事務で附票本人確認情報の利用等が可能となる。

ただし、附票本人確認情報の利用等ができる範囲は、国外転出者に係る事務を処理する場合に限られる。

住基条例による附票本人確認情報の利用等は、住基法改正に伴う必須改正ではないが、庁内の利用所属に、附票本人確認情報の利用等希望に関して照会を行ったところ、複数の住基条例別表第2及び第3の事務の所管所属から利用等の希望があったため、令和6年第1回定例会にて、住基条例改正を提案した。

改正内容としては、現行の住基条例別表第2及び第3に規定されている事務は、本人確認情報のみの利用等に関する規定であり、新たに、住基条例による附票本人確認情報の利用等を可能とするため、住基条例別表第2及び第3に規定されている事務に関して、附票本人確認情報の利用等に関する規定を含める等、所要の改正を行った。

4 報告について

(1) 条例改正に係る報告

1 (1)でも述べたとおり、住基条例に事務を新規に追加する場合、審議会への諮問が必要である。

今回の条例改正については、実質的に附票本人確認情報に関する内容が増えることになるが、新たに事務を追加するものとは性質が異なり、既に住基条例別表第2及び第3で定められている事務に対して、国外に転出した対象者についても引き続き生存状況等の確認ができるよう、附票本人確認情報の利用等を可能とするものであること、附票本人確認情報を構成する情報は本人確認情報を構成する情報と扱われる情報の項目が共通していることから、すでに基準を満たした上で規定されている住基条例別表第2及び第3の本人確認情報に関する事務については、当然に附票本人確認情報に関する事務についても、基準を満たしているため、条例改正を行い、今回報告する。

(2) 基準の整理に係る報告

1 (3)で述べたとおり、基準の見直しについては、平成14年答申を根拠に審議会への諮問事項として整理されているが、今回は、平成21年答申の際とは異なり、基準の内容自体の本質的な見直しではない。なぜなら、基準の対象に附票本人確認情報を新たに加えるものではあるが、審議する対象事務で扱う情報のうち、当該情報に含まれる項目は、本人確認情報に含まれる項目と共通しているためである。したがって、別紙1のとおり基準を整理したことについて、今回報告する。

【参考情報】（一部抜粋）

新旧対照表

○住民基本台帳法施行条例

新	旧
<p>(都道府県知事保存本人確認情報等の知事の利用に係る事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第1項第2号及び法第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(都道府県知事保存本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項第2号及び法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の県の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(審議会の組織及び運営)</p> <p>第7条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する審議会が法第30条の40第2項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により行う調査審議及び建議は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下この条において「情報公開・個人情報保護審議会」という。）において行うものとする。</p>	<p>(都道府県知事保存本人確認情報__の知事の利用に係る事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第1項第2号_____に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(都道府県知事保存本人確認情報__を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項第2号_____に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の県の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(審議会の組織及び運営)</p> <p>第7条 法第30条の40第1項_____に規定する審議会が同条第2項_____の規定により行う調査審議及び建議は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下この条において「情報公開・個人情報保護審議会」という。）において行うものとする。</p>

1 4つの基準（現行）

別紙1

①	住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
②	本人確認情報の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
③	本人確認情報の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
④	本人確認情報の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

2 4つの基準（整理後）

①	住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
②	本人確認情報及び 附票本人確認情報 の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
③	本人確認情報及び 附票本人確認情報 の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
④	本人確認情報及び 附票本人確認情報 の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

○住民基本台帳法施行条例（平成21年12月28日条例第86号）

別表第2（第3条関係）

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第3号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号）による年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例（平成30年神奈川県条例第44号）による廃止前の神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例（平成6年神奈川県条例第1号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 神奈川県がん克服条例（平成20年神奈川県条例第25号）第7条第2項に規定する地域がん登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 神奈川県高齢者居室等整備資金貸付規則を廃止する規則（平成14年神奈川県規則第27号）による廃止前の神奈川県高齢者居室等整備資金貸付規則（昭和47年神奈川県規則第110号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護支援専門員の登録又は介護支援専門員証の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

提供を受ける知事以外の県の執行機関	事務
1 神奈川県教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
2 神奈川県教育委員会	神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 神奈川県公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第1項の放置違反金の納付に関する事務であって規則で定めるもの
4 神奈川県公安委員会	道路交通法による同法第100条の2第1項の再試験の実施、第101条の7第1項の臨時の認知機能検査、第102条第1項から第5項までの臨時の適性検査、同条第1項から第4項までの医師の診断書の提出、第103条第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の2第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項の規定による免許の取消し、第103条第1項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第1項若しくは第3項の規定による免許の効力の停止又は第108条の2第1項第10号若しくは第12号から第14号までの講習の実施に関する事務であって規則

	で定めるもの
5 神奈川県監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの